

2月16日(金)から、所得税の申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。

申告書作成会場は大変混雑します ご自宅などのパソコンなどで申告書の作成を！ 作成した申告書などは、早期に提出を！

申告書などは、郵送で提出することができます。また、還付申告をする場合は、2月15日(木)以前でも提出できます。

▶問合せ 加古川税務署 個人課税部門 ☎079(421)2951

国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」を利用してください

税務署に出向く必要なし！

e-Taxまたは印刷して郵送などにより提出することができます。

自動計算・いつでも作成可能！

計算誤りのない申告書を作成することができます。

●スマホ・タブレットでも作成が可能！

スマホ・タブレットからは、パソコンで利用可能なe-Taxでの送信など、一部機能がご利用できませんので、申告にあたっては、申告書を印刷して郵送などにより提出する必要があります。

●自宅などにプリンタがなくても大丈夫！プリントサービスにも対応！

コンビニエンスストアなどのプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。
※コンビニエンスストアなどでの印刷の際に利用料金がかかります。

▶問合せ お電話でお問い合わせください。

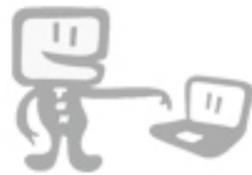
●確定申告書等作成コーナーの操作方法などについて

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

●マイナンバーカードに関するご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

●税務相談など 加古川税務署 ☎079(421)2951



税務署(大阪国税局管内)で 申告書などの作成・相談を希望する人へ

平成29年分の申告書作成会場の開設期間は、2月16日(金)～3月15日(木)までです(土・日曜日を除く)

※2月18日(日)、25日(日)は、相談・受付をしています。

※会場開設当初と申告期限間際は、特に混雑することが予想されます。

▶相談受付時間 9:00～16:00

※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

※会場では、原則としてご自分で決算書・収支内訳書の作成やパソコン操作をお願いしています。

▶問合せ 加古川税務署 個人課税部門 ☎079(421)2951

ニッケパークタウンの 申告書作成会場について

申告書作成会場は、ニッケパークタウン本館1階センタープラザです。詳細につきましては、広報2月号でお知らせしますので、ご覧ください。

撮影コーナーを設置しました

▼問合せ 住民グループ ☎079(435)2363

播磨町では婚姻や出生などの戸籍届出者や来庁者に対して、祝福・歓迎の気持ちをこめて、また播磨町を愛するきっかけにしたいとの思いから、撮影コーナーを設置しました。

- ▼設置場所・利用可能時間
 - ①役場第1庁舎1階情報コーナー(住民グループ前)
 - 役場業務時間内(祝日と年末年始を除く)月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
 - ②役場第1庁舎1階宿直室横(通用口からお入りください)
 - 役場業務時間外
- ▼注意事項
 - ・スマートフォンやカメラをご持参ください。
 - ・届出書と一緒に撮影する場合は、届出書の提出前にお願ひします。提出後は届出書のない撮影しかできません。

①情報コーナー



②宿直室横



業務時間中は、住民グループ職員にお声掛けいただければ、撮影のお手伝いをさせていただきます。

年金

20歳になったら国民年金

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は国民年金の被保険者になります。20歳になればサラリーマンや公務員(第2号被保険者)、またその人に扶養されている配偶者(第3号被保険者)を除き、国民年金第1号被保険者として加入手続きをすることが必要です。

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病やケガで重い障害が残ったときなどにも年金を支給する公的年金制度です。

20歳の加入の手続き

学生や自営業などの人は、20歳の誕生日の前月に日本年金機構から送付される「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を明記し、お住まいの市区町村役場または年金事務所へ加入手続きをしてください。
後日、年金手帳と保険料納付書が届きます。

保険料の猶予・免除

国民年金の第1号被保険者の平成29年度の保険料額は、月額1万6,490円です。
学生など収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

●学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下である場合に、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
対象となる学生は、学校教育法に規定される大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校(修業年限一年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

●納付猶予制度

学生以外の50歳未満の人で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

●免除制度

失業したなど、経済的な理由などにより保険料の納付が困難な場合に、ご本人、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の場合に、ご本人の申請により国民年金保険料の納付の全額及び一部が免除される制度です。

申請手続きなど詳しくは、保険年金グループまたは加古川年金事務所にお問い合わせください。